

建築基準法（昭和25年法律第201号）第48条第15項の規定により、次のとおり公聴会を行う。

令和5年4月18日

静岡県知事 川勝平太

1 公聴会の期日

令和5年4月27日（木）午前10時30分から

2 公聴会の場所

御殿場市役所 本庁舎 3階大会議室（御殿場市萩原483番地）

3 許可しようとする建築物の計画

建 築 場 所	御殿場市新橋字便船塚823-2、823-7、823-12	
用 途 地 域	第二種住居地域	
建築物概要	用 途	店舗・貸事務所
	構 造	鉄骨造
	規 模	地上2階 延べ面積 193.02 m ²

4 当事者の住所及び氏名

御殿場市萩原1378-7

和田 芳則